

第4回 長野市行政改革大綱改定専門部会 議事録

日 時：平成24年2月23日（木） 午後1時30分から

場 所：市役所第二庁舎9階 会議室16

出席者：（委員）小林(明)部会長、村澤副部会長、北原委員、小林(俊)委員、
成澤委員、山崎委員
（長野市）事務局（行政管理課）

1. 開会

（事務局）

それでは、定刻となりましたので、只今より「第4回長野市行政改革大綱改定専門部会」を開会させていただきます。

本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の会議は3時頃までを予定していますので、よろしく願いいたします。

それでは早速、お手元の次第にしたがって進めさせていただきます。

最初に、部会長様からごあいさつをお願いします。

2. 部会長あいさつ

（小林(明)部会長）

専門部会もこれで4回目になりますが、今回は「第6次行政改革大綱の策定骨子について」ということで、いよいよ大綱の一番の魂となるところを作っていくこととなります。今日、皆さんからいろいろご意見をいただき、そして次回には完成形のもの示していきたいと思っております。細かい部分はこのあとの検討に委ねて、目指すべき姿についていろいろご意見をいただきたいと思っております。

それでは早速、議事に入りたいと思っております。事務局案が示されていますので、事務局から説明をお願いします。

3. 議事 「第6次長野市行政改革大綱 策定骨子（事務局案）」について

（事務局）

まず、資料の確認ですが、「審議の進め方」と「第6次長野市行政改革大綱策定骨子（事務局案）」の2種類となっています。

最初に、今後の審議の進め方について資料をご覧ください。黄色に塗られている部分が、これまで部会の中でご審議いただいていたところになります。これまで、第5次行政改革大綱の取組状況や実施計画の進捗状況、職員の意識調査（アンケート）についてご説明してまいりました。今回は第6次行政改革大綱策定骨子の作成についてご審議いただくこととなりますが、第4回・5回の部会の中で、策定骨子について決定していただけたらと考えております。その後の予定となりますが、3月の中旬頃に庁内で組織する行政改革推進委員会を開き、部会において作成いた

だいた策定骨子について協議させていただき、その後、策定骨子の段階で部会から審議会に報告をいただきたいと思っております。時期については年度内を目途としておりまして、3月の下旬頃を予定しておりますが、恐らく3月の最終週になるかと思えます。そこでまた審議会の他の委員さんからもご意見があるかと思えますが、そのようなことを踏まえて、次の段階の素々案に結び付けていきたいと考えております。

それでは早速ですが、「第6次長野市行政改革大綱策定骨子（事務局案）」をご覧ください。まず1ページ目になりますが、全体的な構成を載せてございます。策定骨子というのは、これから作っていく大綱の枠組み・骨組みになるものと考えておりまして、言葉の使い方や表現のところで、まだこれから詰めていかなければならない部分もありますが、概ねの意図についてはそのようなことをご理解いただければと思います。

全体の構成としましては、冒頭で「行政改革の必要性」について触れています。どうしてこの時期に行政改革に取り組むのか、その必要性について表現したいと思えます。その次が「行政改革の理念」ということで、第6次行政改革大綱の一番根本となる考えの部分について、ここで表現したいと思えます。3番目に「行政改革の基本方針」は、この行政改革大綱で目指す方向性ですとか、先に掲げた理念を達成するための活動の方向付けということで3点ほど掲げさせていただきました。4番目の「行政改革の視点」は、実際に活動するにあたっての視点や立場を整理したところで、3つほど挙げております。5番目の項目が「改革の期間」ということで、この第6次大綱がどのくらいの期間の中で取り組む内容なのかを掲げているところです。6番目が「行政改革の取り組み」ということで、具体的な行政改革の取り組みの内容について掲げているところになります。7番目は「行政改革を推進する体制」となっており、全体の構成としてはこのようなものを想定して中身を作らせていただきました。

それでは、それぞれの項目についてご説明いたします。まず「行政改革の必要性」ですが、これまでの部会や審議会でいただいたご意見を参考にさせていただいて、現在の状況ということで作りました。一度読ませていただきます。

・・・（「1. 行政改革の必要性」に基づき説明）・・・

これが我々の直面している問題であり、行政改革を行う必要性ということで整理させていただいたものです。

続いて「行政改革の理念」になりますが、ここは一番基となる考え方です。

・・・（「2. 行政改革の理念」に基づき説明）・・・

これが行政改革の理念ということでまとめたものです。

続きまして「行政改革の基本方針」です。

・・・（「3. 行政改革の基本方針」に基づき説明）・・・

ということで、基本方針としては、「持続・発展する地域社会の実現」、「変化に対応した行政サービスの実施」、「健全財政の堅持」ということを据えて取り組むこととしています。

続いて「行政改革の視点」、これは行政改革を行う上での観点になります。

・・・（「4. 行政改革の視点」に基づき説明）・・・

（小林(明)部会長）

それではここで一旦区切りましょう。ここまでのところで、何かご質問とか今まで議論した内

容で抜けている部分などがありましたらお願いします。

(小林(俊)委員)

基本方針のⅠとⅡは、同じことを言っているように感じます。項目を分けるほど違いがないのではないですか？Ⅰの「社会の諸情勢の変化を的確に捉え、その変化に対応していかなければならない」という内容はⅡに書いてあるじゃないですか。

(事務局)

Ⅰの方はどちらかというと、単なる行政サービスの削減でなくて、行政が行うことが「持続・発展する地域社会の実現」につながるような行政改革に取り組みなくてはならないということを謳いたかったところで、Ⅱとしては、そのためにはというところもあるかと思いますが、行政サービス自体、これまでのものを見直して、これから必要なものに選択と集中を図っていくことで、社会の変化に対応したものとしていきたいという意味を込めて、ⅠとⅡを分けたところです。

(小林(明)部会長)

Ⅰのところに2ページの下から2行分が入ってⅡと同じようになってしまっているので、その部分はⅡに譲るとして、もう少し「持続・発展する地域社会の実現」とは具体的にどんなものなのか分かるようにしてくれないと、小林委員がおっしゃるように、同じことを言っているのじゃないかと思ってしまうですね。

(小林(俊)委員)

ちょっと整理した方が良さそうですね。ⅡはⅠの「～その変化に対応していかなければならない。」というのを受けて「社会の変化に対応した行政サービスとするため～」と言っているんですよね。持続・発展というのは、長期的なスパンで見るということじゃないですかね。言ってみれば、今だけ良ければいいということではない、長い期間で見なければいけないということ。

(成澤委員)

やっぱり、Ⅰを最初にもってきたかったんですね。「持続・発展する地域社会の実現」というのを1番にしたかったんですね。

(事務局)

実は、今長野市が取り組んでいる総合計画の後期基本計画が来年度から始まりますが、その中でも目指すところは「持続・発展する地域社会の実現」としていますので、行政改革という名の元で取り組む我々の活動も最終的にはそこにつなげていきたいという思いがありまして、一番もってきています。

また、その次の項目の「行政改革の視点」のところに「市民等との協働、連携」というのがⅠにありますので、例えば、これを「市民等と共に持続・発展する地域社会の実現」というような形にして、そこは市民とともにやるという部分にして、前の部分は社会情勢の変化ということに特化する形に直してみてもどうかと、今ちょっと思ったところです。そうすると視点のⅠの「市

民等との協働、連携」の部分と関連してくるかと思います。

(小林(明)部会長)

I では長期的に持続・発展する地域社会の実現に向けた体制を作っていくこと。ただし、世の中が変わっていくので、変化に対応してやっていくという部分をII で言えば分かるかと。

(小林(俊)委員)

正に柱は「選択と集中」なんですよ。

(山崎委員)

I の「持続・発展する地域社会の実現」の中に「市民」というのが入ってくると、それを引き継いでII で「変化に対応した行政サービスの実施」をしていく中で「選択と集中」という考え方があることが分かるかと思う。ですから、一番上のところに「市民」というのが入れば、しつかりと目的が見えるのかなと思います。

(村澤副部会長)

「行政改革の理念」のところ、それなんだと思います。3のI は理念的なところに踏み込んでしまっていますが、2にあるような地域社会を実現するというのが今回の行革の対象とするものだということがあって、それをI ～III が受けているんですね。その地域社会を実現するのは理念であるので、そのための基本方針が何かというところを考えていけばいいかと思えますね。

(小林(明)部会長)

ここで一番言いたい基本的な部分は、総合計画の考え方を理念として、そこに行革としての基本方針ということで書き込んでいけばいいのではないのでしょうか。

他に何かございますか？

(成澤委員)

視点のI の「市民等との協働、連携」というところが理念に取り込まれた方が良くはないかと思う。住民自治の進展のところ、どうしてもNPO や住民自治協との連携が必要になってきますので、理念のところにもう少し盛り込んだほうが良い気がします。つまり、住民のためにやる行政改革なんだというところを打ち出したいと思っています。そうでないと、行政サービスが一部撤退ということも出てきますから、それはあくまでも市民のためなんだというところを打ち出していった方が良くと思います。

(村澤副部会長)

「住民自治の進展」というのがその部分になっているのだらうかと思いますが、ちょっと分かりにくいかもしれないですね。

(成澤委員)

「住民自治の進展」というと、何か住民自治協議会に押し付けられているように感じてしまうので、そうではなくて一緒にやっていくんだというようなニュアンスを盛り込んで欲しいと思います。

(北原委員)

4の視点のところ、住民自治協議会は別の位置付けのように感じられるんですけど、それをNPOと企業と並べてしまうのは違和感を感じます。あくまでも任意団体ですよ？

(事務局)

特に定められている団体ということではなく、協定書を締結することで認められる団体であって、例えば法人格をとるといったようなことはこれから先の話になりますが、そのような意味ではNPOや企業とは団体の性格が違うかもしれません。

大雑把に申し上げますと、住民自治協議会は市民の方に近くて、NPOや企業は民間団体という感じになります。

(小林(明)部会長)

企業が出てくるのは、指定管理者などで企業にも行政の一部を担ってほしいということがあるから、ここに出てきているんですね。

(事務局)

行政とのパートナーシップという言葉をよく使いますが、そのような相手方として挙げています。

(北原委員)

住民自治協議会は事実上、ほとんど強制的に作っているものなので、そういうものを抑えたまま進めていくと結局住民自治につながらないので、何らかの……。具体的なアイデアがなくして申し上げていますが、ちょっと言っておきたいと思ったので。

(村澤副部会長)

たぶん、行政需要がすごく多様化してきているんですね。なので、それを受けてやる人達も多様になっているという意味で、いろいろな人達が入って行政サービスが成り立って、お互いに補完し合えるというのが今後の目指すべき方向ではないかと思います。先程、同列で違和感があるとおっしゃっていましたが、それが、まだこれからの部分だと思います。

(小林(明)部会長)

同列だから違和感があるということではなくて、住民自治協議会が機能するのかとか、市民が参加しているのかという話が時々出てきましたが、おっしゃるとおり、位置付けがまだはっきりしていないものを行革の中心に持つてくることに違和感を感じないこともないですね。

(北原委員)

しかも、住民の自主性を重んじると言いながら矛盾しているんじゃないかと思うので、順番的にどうなのかということです。

(小林(明)部会長)

普通に言えば、市民、NPO、企業等というところを、あえて住民自治協としていることに違和感があるということかと思います。市で特に大事だと思っている組織が自治協なんだろうけどね。

(北原委員)

ただ、実際の市民側からすると、どこまで承知しているか疑問です。

(小林(俊)委員)

行革大綱の中に住民自治協が入ってくるのは第6次が初めてですか？

(事務局)

第6次が初めてになります。

現大綱には民間活力という言葉は当然入っていますが、そこに自治協という言葉は入っていませんでした。

(小林(俊)委員)

行革大綱で位置付けるというのは大事だと思いますがね。

(村澤副部会長)

まだ育っていないから、ちょっとここではやめておくのか、育っている発展途上なので、そこをさらに推し進めるために明文化していくのか、ということだと思いますが、「行政改革の必要性」の中で、「平成23年度から本格的な活動が開始されている」という書き方になっているので、私は市民に住民自治協というものが認知されていると考えていいのかなと思います。

(成澤委員)

おっしゃるとおり、今回の一つ目玉となる言葉かもしれませんね。

(小林(明)部会長)

それでは、そのへんの意図が伝わるように、押し付けのようなイメージが出ないような文章を考えてもらうということですね。

(山崎委員)

行政側が推進しておいて、それが担い手として期待されているという書き方になると、自作自

演のようになってしまう。

(小林(明)部会長)

悪い言い方をすれば、市の手間を省くために自治協に仕事を下ろして、それを行革だと捉えてはいけないと思うんです。本当に自分たちが自分たちの地域のことをやりたいという意識を持ってもらって初めて自治協にしていくのであって、そこを蔑ろにして、もう決まったことだからというようにしてしまっただけでは、共感しない部分が出るのではないですかね。

(成澤委員)

目玉となる自治協と行政側との新たなサービスのようなものがあれば、具体的にイメージが沸くと思います。例えば、デマンド交通などが高齢化社会に向かっていったときに、企業が取り組んで、タクシー会社やバス会社を入れたところで、自治協も入って高齢者のための公共交通機関を設けるような、イメージを作りながら考えていくといいと思います。

(事務局)

市の仕事を自治協に下ろしていくのではなくて、自治協は地区の活動をやっているのだから、その活動と市がやろうとしている活動で上手にタイアップできればということです。市が単独でやった方がいい内容もあるだろうし、自治協が中心になってやった方がいい内容もあるだろうし、共同でやるのが一番効率的で良い内容もあるだろうということで、そういうことをやっていきたいという趣旨ですが、確かに文面だけを見ると誤解されるかもしれないですね。

(小林(明)部会長)

たぶん市民には伝わっていないですね。

(小林(俊)委員)

やはり住民自治協が自らの財源を持っていないと、どうしても市の受託になってしまう。

(事務局)

今の都市内分権の計画では、最初はそこからスタートして、将来的には何か独自の事業をやっていたり、公共施設の指定管理者になってもらったりと、何か事業をやってってもらえればいかと考えています。

(山崎委員)

住民自治協議会の方で自分たちの地域づくりを考える中で、自分たちで事業を計画して、それに伴ってどのくらいの予算が必要になるから、その分を市に支援して欲しいという形まで住民自治協議会が成長してくれば、しっかりするのかなと思いますが、今の状況では、ほとんどが交付金で入って、それをただみんなで分け合っているという仕組みですね。なので、主体性というものが、まだちょっと見えないと思いますね。その辺りが、まだこれからなんでしょうね。

(小林(明)部会長)

では、その辺りを踏まえて、今後の書き振りを考えていただきたいと思います。自治協自身を活性化できるようにお願いしたいと思います。

ところで一点、基本方針と視点は違うんですか？分けた理由は何かありますか？

(事務局)

基本方針というのは目指す方向性をイメージしたもので、視点というのは全ての取り組みの中に共通する行政側の立ち位置、立場、考え方の部分になります。ですので、行政改革の大きな方針が理念になりまして、その理念に向かっていくための方向性としては、先程の「選択と集中」もありますし、財政もしっかりとしていかなければならない。そして取り組むにあたって、市民との協同、成果重視の視点、職員一人ひとりのパフォーマンスを上げていこうという視点があるということで分けました。

(小林(明)部会長)

先程のお話の中にもありましたが、基本方針のⅠ「持続・発展する地域社会の実現」のところに「市民と共に」と謳い込んでいくと、視点のⅠとかぶってどうなのかなと感じたんですけどね。

(事務局)

先程もありましたが、基本方針のⅠのところはもう少し理念の方に入れて、方針の方は「選択と集中」と「健全財政の堅持」ということで、整理していこうかと考えています。

(北原委員)

あと、役所が縦割りなので、どこかに横断的にということを入れた方が良いような気がします。例えば、住民自治協の担当部署と NPO の担当部署が違うんじゃないかと思うんですが、連携しようとしたときにどこが担当するのかということで、要するに行革というのは全部にまたがるので、一番大事な部分に入れないと意味がない気がします。職員アンケートの結果を見たときに、行革について知らない人があんなにいてびっくりしたので、それは簡単に入れば良いだけなので、どうかなと思います。

(小林(俊)委員)

それは職員の意識改革ではないですか？

(北原委員)

それをもっと基本的なところに入れた方が良くないかということです。それは意識改革の問題なのですか？

(小林(俊)委員)

それは意識改革ですよ。アンケートの結果からは、行革が職員に徹底されていないということです。

(北原委員)

わかりました。

(小林(俊)委員)

それともう一つ大事なのは、これを推進していく体制です。ここの最後の7のところにもありますが、私が常々言っているのは、この体制が弱いということです。

(事務局)

視点の「職員の意識改革」のところは、職員一人ひとりの意識の方を捉えがちですが、ここで本来意図しているのは、職員一人ひとりの心構えや仕事に対する意識もそうですが、市役所全体の組織としての体制を整えたいという意味と両方込められていまして、この「職員のやる気と能力が十分に発揮される組織と職場環境をつくる」というのがまさにその部分で、「職員の意識改革」という項目名が誤解を招いてしまっているのかもと、今思ったところです。

(小林(明)部会長)

それと、まだ説明はこれからの部分ですが、北原委員さんがおっしゃったことは6ページの下から2行目のところにまさに書いてありますよね。基本理念のところを謳い込むことかということ、私は若干違和感があるので、このあとの項目でしっかり入っているか検証いただければと思います。

他によろしければ、先ほどの説明の続きの4ページ以降、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それではまず、5の「第6次行政改革大綱の改革期間」ですが、平成25年度から29年度までの5年間を考えております。

次に6の「行政改革の取り組み」ですが、ここからが個々の取り組み内容の説明になりまして、大きく3つの項目に分けています。①が行政経営に関する改革、②が財政構造に関する改革、③が人材育成・活用に関する改革ということで、大きく3つに分けて、その中にそれぞれの具体的な取り組みの方法を落とし込んでいくという構成にしてあります。

・・・(「6. 行政改革の取り組み」に基づき説明)・・・

続いて最後のページに7の「行政改革を推進する体制」ということで、これはまだ具体的にお示しできる部分ではありませんが、体制の方向性を記しています。

・・・(「7. 行政改革を推進する体制」に基づき説明)・・・

このような方向性で考えていこうと思います。まだ策定骨子なので具体的な部分がありませんが、全体の方向性ということで示させていただきました。

(小林(明)部会長)

ありがとうございました。それでは、何かご意見等はございますか？

(小林(俊)委員)

職員数の適正化については、どこにありますか？

(事務局)

4 ページの「業務の最適化」の中にあります。まずは業務を見直して、それに応じた適正な職員数にするという考えで、この「業務の適正化」の中に盛り込んでいます。

(小林(明)部会長)

私もこれに少し違和感がありまして、ここに入れるよりも財政構造のところに入れた方が良いんじゃないかと思います。定員の適正化とか人件費の削減というところに、どうしても踏み込まざるを得ないと思いますね。

(事務局)

事務局の中で議論した際には、人を減らすのが行革の目的ではなく、業務を効率化した中で適正な人員配置にしていくということで、実施計画レベルでは載ってきますが、大綱そのものに載せるのはどうかということで、このような表現にした経過があります。

(成澤委員)

市民に公表するのであれば、「我々も痛みを伴います」というメッセージは出さないといけないんじゃないかと思いますけれどね。

(小林(明)部会長)

明確に「職員数を削減します」ということは書けないということで、一番の大きな目標のところで触れる必要はないけれども、これは永遠の課題だということで認識していたと思いますが。

(事務局)

結果としてそこにつながっていくことは我々も考えていますが、まず取り組むことは何かと考えると、業務を見直して本当に必要なものに特化していかなければいけないということで、その結果として職員数あるいは定数が変わって増えたり減ったりするので、予め減ることを想定した取り組みというのは順番としてどうなのかということが私たちの中にもありました。まずは今の時代とこれから先の高齢社会の中で行政はどうしていったらいいのかを考えて、それに見合った人員にするということで、結果的にはそこに行き着くのでしょうけれど、初めにそれを持っていくと途中の議論が噛み合わなくなってしまうと思って、このような項目出しにさせていただきました。

(小林(明)部会長)

ただ実際にやるときには、定員を絞って人が減っている中で、「今まで3人でやっていたところを2人でやらなくてはいけないのでどうしようか」というのが通常で、そうやらないと業務の効率化は進まないんですね。ある程度人員の削減を先に持ってこないと、効率化というのは進

まないですね。

(村澤委員)

業務の最適化・効率化と適正な職員配置でセットで掲げればいいんじゃないかと思います。

あと、ここでの公共施設というのは、どんな意味ですか？一般の市民が利用するような公共施設ということですか？

(事務局)

厳密には公共施設というと、庁舎なども含まれてきますので、基本的には行政目的で使っている施設全てを指しています。市有施設と同じ意味になります。

(村澤委員)

非効率的な費用の問題や耐久性の問題とか、その辺りが整理の対象になっている意味合いで良いですか？

(事務局)

はい。これまでの合併もありますし、将来的に人口が減っていく中で、具体的には少子化等で学校を減らしていかなければならないということもありますが、そのようなことで行政目的は達成してしまっていますが、建物などの残るものもあるので、そのようなものをどうするかということや、また、同じような施設でも新しいものもあれば老朽化が進んでいるものもある場合に、どちらを優先的にやったら良いか、そのようなことを含めて検討するには、情報をきちんと整理して、総量縮小、超寿命化、有効活用を図っていくということです。

(村澤委員)

前回、それを白書にするということでしたが。

(小林(俊)委員)

白書というか、利用状況評価書みたいなものですね。これによって、「この施設はもういらない」となる、そのための客観的な指標を載せるということですよ。

(事務局)

そういうものを作って、市民の皆さんに見ていただいて、「この施設はもういらないんじゃないか」と認識できるような基礎資料を作りたいと考えています。

公共施設の見直しに関する先進自治体の例を見ますと、まずこちらが持っている利用状況・老朽化・収支状況等の情報をすべてさらけ出して、市民の皆さんと一緒に考えていくことが大切です。最終的に総論賛成でも自分の地域の施設となると「やっぱりあった方がいい」となって、なかなか廃止に結びつかないということがありますので、情報を出して地域住民の皆さんと一緒に考えていくための資料としたいということです。

(小林(俊)委員)

そうすると、ここは「白書の作成」では弱すぎませんか？

(村澤委員)

前回は作成までの内容だったので、そこから先の部分が必要かと思います。

(小林(明)部会長)

それがその下を書いてある部分なので、二つセットでということですね。

(事務局)

あくまでも白書はツールなので、それを基に住民の皆さんと一緒に考えていくということが一番大切なことだと思います。

(山崎委員)

今はこういうものがないんですか？

(事務局)

管財課で「どこに、いつ作った、どんな施設があるか」というものは持っていますが、その施設が「どのように使われていて、利用者がどんな状況で、運営費がどのくらいかかっているのか」という情報は各施設の所管課が持っていて、まとめたものがない状況です。それをまとめたということなんです。

(山崎委員)

公共施設という表現よりも、市が持っている施設、市有施設とかの方が分かりやすいんじゃないでしょうかね。

(成澤委員)

公共施設というと、県の施設もみんなごっちゃになってしまいそうですね。

(事務局)

わかりました。

(小林(明)部会長)

6ページの「自主財源の創出」の中に「未利用地の有効活用」とありますが、処分はしないんですか？

(事務局)

処分も含めてということになります。

(小林(明)部会長)

有効活用の中に処分も含まれているというのは、ちょっと分かりづらいですね。
他によろしいですか？

(小林(俊)委員)

いつも私が言っている7番のところは、何か考えていますか？

(事務局)

第5次の大綱から、実施計画を毎年見直してローリングしていますが、それまでは大綱の期間の計画がどこまでできているかを、毎年報告していました。毎年ローリングをかけると、計画がどんどん先に延ばされているのが極端に見えてしまうので、今のローリングのやり方がどうなのかというのが一点あります。それと、行政改革推進委員会という庁内の組織がありますが、その組織のあり方を考えていかなければならないと思っています。

(小林(俊)委員)

どこかに怖い人がいて、しっかりやっていないと「何やっているんだ」と怒るような課がなければ進まないんですよ。そうでないと、結局言い訳をして、ずるずると先延ばしになってしまうんですよ。

(村澤委員)

普通は期間内の達成度が決まっているから、達成度何%というように出しますよね。前にそのことを申し上げたら、「このように見直すことに前からなっている」とおっしゃっていましたが、普通は期間が決まっていて、その計画の中で達成度がどうかということだと思っているので、どういう理由でそうなるのかが疑問です。

(事務局)

第5次の大綱を作るときに、スライドさせていく形にしたと認識しているんですが、その前に国からの指示で集中改革プランを作ることになり、ちょうどそれが第5次大綱の改定作業を進めている時だったので、実施計画を集中改革プランに合わせる形に見直した時があり、その時から毎年ローリングしていく形にしたと認識しています。

(村澤委員)

それをやると、当初の終期に対して何%達成したかというのが分からなくなってしまうんですよ。

(事務局)

ローリングさせると年度ごとに最新の計画になるというメリットもありますが、その代わり特定の期間でどうだったのかが見えづらくなってしまうということもあります。

(村澤委員)

それを無視すると、成果重視の観点からそれで良いのかということになってしまいますね。

(事務局)

本来のローリングとは、完了年度は決まっています、今の時点から次の計画をするものですが、それが誤解されて、ずれてもいいという発想があったので、終期を決めた上で見直すローリングということで、次に実施計画を作るときに見直さなければいけないと思っています。あとは、先程小林委員さんがおっしゃったように、誰がどういう体制で見っていくのか、どこが推進していくのか、これから我々も考えていきたいと思っています。

(山崎委員)

民間では、目的とか目標を立てて達成できなければ、どこかで責任をとりますよね。例えば賞与で考慮したりしますね。そういうものが伴わないから、みんなで理由を考えて変えてしまうというのがあると思いますね。なので、責任をとってもらえないと、どうしても甘くなってしまうのではないかと思います。

(小林(明)部会長)

民間では管理職の人事評価に結びつけるというのが普通ですよ。

(事務局)

これから管理職の場合は業績評価や手当に反映されていくようになるんですが、その管理職の目標管理の項目に改革項目をだいたい入れていると思うので、そういう形での評価の対象にはなっていると思います。

(小林(明)部会長)

でも、そこでローリングが許されてしまって、結果的にできていないことになりますよね。

(事務局)

ただ、それについて上司がどう評価するかで、努力が足りなかったと判断すれば評価が下がるということです。

(小林(俊)委員)

例えば、半年経ったところで計画の進捗状況がどうなっているのかという管理は行っているんですか？

(事務局)

今の綱が20年度からスタートして、最初の1年は半年後に一度、進捗状況を行政改革推進審議会にご報告していましたが、現在は行っていません。

(小林(俊)委員)

やはり、たとえば10月になったら半年の進捗状況を委員会で報告させて、いつまでにできるのか、先延ばしにならないかを委員長が一つひとつ検証していくようにしないと、3月になってから「できませんでした」ということになってしまうんですね。

(事務局)

以前は半年に一回、審議会を開催して進捗状況を見てもらっていたんですが、その負担の軽減もあってやめてしまったんですが、少なくとも今おっしゃったように、内部の推進委員会の中では進捗管理していかなければいけないと思います。

(村澤委員)

それと、外部評価を導入して活用することも必要かと思いますね。

(事務局)

そのような意味では、行革審の委員の皆さんがその役割を担っていただいているかと思います。

(小林(明)部会長)

それでは、7番の体制のところは、もう少し具体的にどのような体制でやるのか、骨子段階でも落とし込んでいただいた方がいいですね。

(小林(俊)委員)

達成度見込みのようなものを出して、こんな状況なんだぞというのが、職員の意識改革にも必要じゃないですかね。

(小林(明)部会長)

実施計画も審議会で承認するんですね。ローリングして計画を早めるなどの変更をするのはいいですが、少しでも後退するものは全部審議会が了承しなければ変えられない仕組みを作らないとだめですよ。

(小林(俊)委員)

実施計画は審議会で決定してるわけではないですよ。大綱と実施計画は、どうやって決めているんですか？市長の決裁ですか？

(事務局)

大綱はそうです。実施計画は庁議に諮って決定しますが、その前に審議会に諮ってご意見をいただいて、必要なものがあれば追加をしてから庁議に諮っています。

(小林(俊)委員)

そうすると、計画が先送りになる場合も、市長の決裁は受けているわけですか？

(事務局)

市長以下部長が集まる部長会議という会議がありまして、そこで議論して決定します。

(小林(明)部会長)

そのあたりができそうな仕組みを具体的に考えていただきたいと思います。

他に何かございますか？全体を通してよろしいですか？

それでは、今回の意見を踏まえて、次回には完成させたいと思います。

では、事務局からお願いします。

(事務局)

それでは、審議の進め方の資料をご覧ください。今日いただいた意見を含めて、事務局案を修正させていただきまして、次回3月9日に、またお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(小林(明)部会長)

この後、市の委員会に諮るわけですね？そこでまたいろいろと意見が出されて、修正が加わるんですか？

(事務局)

それはまた次の素々案作りの方に反映させます。

(小林(俊)委員)

次の実施計画はどうするんですか？

(事務局)

24年度が現在の第5次大綱の最終年度になりますが、その大綱の下に実施計画がありまして、今67項目に取り組んでいます。前回もその進捗状況についてお出ししましたが、その中でまだ完了になっていないものは、引き続き残します。通常は、ここで完了したものを落として新しいものを加えてローリングするというをしていますが、今回はその1年後に第6次大綱に基づく新実施計画を作らなくてはいけませんので、完了部分を除いたものに24年度中は取り組むような形で載せたいと考えておりまして、それについてはまた審議会で報告させていただきたいと思います。また、併せて第6次大綱の素々案と並行して6次の実施計画も作っていかなくてはいけませんので、それについても、またこちらにお諮りしたいと考えております。

(小林(明)部会長)

よろしいでしょうか。それでは、本日の会議を終了します。